

さどひまわりネット 患者情報取扱い規約(2017.10.1 改訂)

1 総則

(1) 用語

用語	説明
さどひまわりネット	協議会が運営する「佐渡地域医療連携ネットワーク」および「佐渡地域医療連携ネットワークシステム」の別名。
規約	「さどひまわりネット 患者情報取扱い規約」の略称、本書を指す。
協議会	特定非営利活動法人「佐渡地域医療連携推進協議会」の略称。
アップロード	取得した情報をさどひまわりネットに送信し、当該システムに保存すること。
同意書	さどひまわりネットにおいて、自身の情報をさどひまわりネット利用者(後述参照)が適切な目的において閲覧・利用すること、および閲覧するために情報をアップロード、保存、加工されることに対して同意することを示した書類の総称。
同意対象者	同意する資格のある者。
同意説明書	規約の内容を同意対象者にわかりやすく説明することを目的に作成された資料の総称。
同意者	受理された同意書において、同意書の本人欄に記載のある者。
同意者情報	同意書の本人欄に記載された者に関する同意書記載情報、さどひまわりネットにアップロードされる情報、およびアップロードされた情報を指す。「患者情報」と同義であり、本書では両表記を併用する。
患者情報	同意書の本人欄に記載された者に関する同意書記載情報、さどひまわりネット参加施設からアップロードされる医療情報、処方内容、健康診査情報、介護情報、福祉情報を指す。「同意者情報」と同義であり、本書では両表記を併用する。
さどひまわりネット参加施設	さどひまわりネットに参加し、同意者情報を閲覧・利用できる施設。
さどひまわりネット利用者	さどひまわりネット参加施設内において、当該施設の責任のもとでさどひまわりネットに利用者として登録された者。
共有	同意者情報をさどひまわりネットにアップロードすること、およびさどひまわりネット利用者がアップロードされた情報を参照できる状態を指す。
共有除外施設	同意者がさどひまわりネットが保有する自身の同意者情報を参照できないように指定した施設。指定には同意者が「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」を協議会に提出する。
情報アップロード除外施設	同意者が自身の同意者情報をアップロードしないように指定した施設。指定には同意者が「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」を協議会に提出する。
システム管理者	さどひまわりネットの運営・保守に関わる管理業務を担当する者。
端末	さどひまわりネット利用者が、必要な情報を当該システムから参照したり、当該システムへアップロードするために使用する機器
在宅診療支援端末	在宅診療において、必要な情報をさどひまわりネットから参照したり、当該システムへアップロードするために使用する機器

(2) 規約の適応範囲

本規約は協議会の運営するさどひまわりネットにおいて、閲覧・利用される患者情報の取扱いおよびその患者情報を閲覧・利用可能にするための同意取得作業について規定する。

(3) 患者情報利用の目的

安全で質の高い医療・介護・福祉サービスを提供し島全体で患者を支えることを目指し、共有された患者情報を利用することとする。

(4) 患者情報の利用範囲

さどひまわりネットで共有される患者情報は、別紙「施設参加・利用規約」に同意した医療従事者、介護従事者が業務遂行に必要な範囲でのみ利用され、それ以外の目的で利用されることはない。ただし、システム管理者がシステムを管理する上で必要と認めた場合はその限りではない。

(5) 規約の変更および通知

規約および同意説明書を変更する必要性が生じた場合は、原則1か月間以上変更内容を公開(公布)する周知期間を設けた後に変更を行う
ただし、変更前の規約により同意者の不利益が発生しているなど、緊急性が合理的に認められた場合はこの限りではない。

周知には、インターネット上での公開やさどひまわりネット参加施設での掲示等を用いて広く公開することに努めるが、同意者への個別連絡は原則行わない。

ただし以下の場合は同意者への個別連絡を行う。

1. 本項の内容を変更する場合

2. 変更により、同意者へ不利益が発生することが予想される場合

周知期間・変更後を問わず、変更に対して同意できない場合は「さどひまわりネット 診療情報などの提供に関する同意撤回届」の提出により同意を撤回することができる。また、周知期間中に「さどひまわりネット 診療情報などの提供に関する同意撤回届」が提出されない場合は、変更された規約等に同意したものとみなす。(「さどひまわりネット 診療情報などの提供に関する同意撤回届」については「6 同意の撤回 (1) 同意撤回方法」を参照)

2 患者情報の安全保護

(1) 患者情報安全保護への対策

協議会は、患者情報の正確性および安全性を確保するため、患者情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、情報通信技術および管理組織体制の両面から以下に定める合理的な安全対策を講じて患者情報への不正アクセス、患者情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努める。

①システムセキュリティ対策

協議会は、別紙「運用管理規程」に定める事項を遵守し、患者情報の紛失もしくは不当なアクセス、破損を防止するための厳重なセキュリティ対策を実施する。

②運用セキュリティ対策

さどひまわりネット参加施設・さどひまわりネット利用者は別紙「施設参加・利用規約」の「4 さどひまわりネット運用管理」に定める事項を遵守する。

③許可された端末以外での閲覧拒否

協議会は、さどひまわりネット利用者の個人 ID、パスワードなど利用情報が漏洩した場合に備え、証明書が発行された特定の端末以外での患者情報の閲覧を許可しない。

(2) 法令遵守

協議会およびさどひまわりネット参加施設・さどひまわりネット利用者は、個人情報保護に関する日本

の法令や新潟県個人情報保護条例、佐渡市個人情報保護条例、厚生労働省、総務省、経済産業省のガイドライン、著作権法等に遵守した患者情報保護のための管理体制を確立し、患者情報を適切に収集、利用、提供する。

3 同意対象者

(1) 同意対象者の単位

同意対象者の単位は個人とし、団体単位での同意は認めない。

(2) 同意対象者の範囲

同意対象者とは以下に定義する佐渡市在住者とし、住民票の有無は問わない。また、その該当者が、医療施設への通院・入院その他の医療サービス、介護施設への通所・入所その他の介護サービスを利用しているかどうかは問わない。

1. 佐渡市に継続的に在住する者
2. 佐渡市に継続的に在住する意思のある者
3. 佐渡市に住居を持つ者
4. 上記1～3以外に、何らかの医療・介護サービスを受ける必要があり、かつそのサービスを提供する者が同意者として扱うに相当と判断した場合

(3) 本人確認

同意書を提出する際、以下の①もしくは②に定める本人確認書類を求められることがある。

① 1点による本人確認

運転免許証、船員手帳、写真付き住基カード等

② 2点による本人確認

A、Bの各1点、またはAから2点の書類で本人確認を行う。

A) 健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書(この場合は登録した印鑑も必要)、等

B) 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、等

※B)については写真が貼ってあるものに限る

4 同意取得

(1) 規約説明

口頭による規約説明、もしくは当該規約およびそれを補足する説明資料の交付をもって、同意対象者に対する説明に替えることができる。

(2) 同意書記載

所定の別紙「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意書」に自筆で記載した同意書のみを有効とし、同意対象者が独自に用意した用紙やパソコン・ワープロ等による記載は認めない。

① 患者同意書

同意書の本人記載欄は原則として本人が記載しなければならない。ただし、以下に定める事由のいずれかに該当する場合は、代理人による記載を認める。

A) 同意書の署名は原則として本人が自署しなければならない(住所、生年月日、電話番号等の署名以外の記載については同意者の依頼に基づき職員が記入することも可)。ただし、以下の(A)若しくは(B)の場合には、本人以外の者による署名を認めることができる。

1. 同意者本人が被後見人、被保佐人である場合
2. 同意者本人が未成年である場合
3. 同意者本人が精神的、身体的理由により、自筆が困難な場合

4. その他同意者本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

「代理人」とは家族(内縁含む)、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われるものに限る。ただし、協議会もしくは協議会から委託された医師等の判断によって代理人と認められないことがある。

B) 同意者本人が身体的理由により自筆が困難な場合で、同意者の職員への依頼に基づき、当該職員が署名するとき。この場合、同意者の同意書への押印及び当該職員の代理人記載欄への自署が必要である。

② 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届

同意者はこれらの申請届を必ずしも同意書提出と同時に提出する必要はなく、状況に応じて随時提出することができる。

ただし、同意書を提出せずに「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」を提出することはできない。

(3) さどひまわりネットへの情報共有に対する同意

同意書提出をもって、同意説明書および規約内容に同意したとみなされる。

ただし、同意対象者は、さどひまわりネット参加施設・さどひまわりネット利用者から、交付された同意説明書および規約の理解に十分な時間をとれるように配慮される。

内容等に不明な点がある場合は、さどひまわりネット参加施設もしくは「10 同意者情報に関するお問い合わせ」に記載された連絡先(電話もしくはメール)に問い合わせることができる。

(4) 同意書の承認

同意書の必要項目に漏れなく記載があり、かつそれが明らかな誤記入ではない場合(年月日に数字以外が記載されている等)は、協議会による同意書の記載確認をもって同意の承認とみなされ、記載された情報はさどひまわりネットへ登録される。この際、行政への確認や、本人確認の電話等は行われぬ。

(5) 記載内容不備による不利益について

虚偽の記載や記載内容不備により発生した不利益に対し、協議会、保守運用業者、その他関連団体およびさどひまわりネット参加施設・さどひまわりネット利用者は一切の責任を負わない。

5 同意者情報共有

(1) 同意者情報の共有先

別章「4 同意取得(3)さどひまわりネットへの情報共有に対する同意」で定義された同意の時点をもって、同意者情報はさどひまわりネット参加施設全体で共有される。ただし、本項「(4) 同意者情報共有先の除外設定」で指定された施設では参照できず、「(5) 同意者情報のアップロード除外設定」で指定された施設からはアップロードできない。

さどひまわりネット利用者には医師、歯科医師、看護師、薬剤師、医療事務、ケアマネージャ、ケアワーカー等種々の職種が存在するが、施設種別・職種別に適切な権限を設定し、閲覧できる情報や利用できる機能の範囲を定める。

(2) 同意者情報の取得方法

以下に挙げる同意者情報は適法かつ公正な方法によって取得される。

1. 「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意書」に記載された情報
2. 「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」に記載された情報
3. 同意者から変更を依頼された、診療情報以外の情報(※1)
4. 電子カルテシステム、医事会計システム、X線システム、内視鏡システム等さどひまわりネット参加施設が所有する機器に保持されている情報

5. さどひまわりネット利用者が必要に応じてさどひまわりネットに登録した情報
6. 在宅診療支援端末から入力された情報

※1「診療情報以外の情報」については「5 同意者情報共有(8)同意者に対して開示された情報の変更依頼」を参照

(3) 同意者情報の共有内容

同意書が協議会に受理され、さどひまわりネットに同意情報が登録された時点をもって、「5 同意者情報共有(2) 同意者情報の取得方法」にあげる同意者情報がさどひまわりネット上で共有される。さどひまわりネット参加施設が同意者が同意する前の情報を保持している場合には当該情報についてもさどひまわりネット内で共有されることがある。

さどひまわりネット参加施設では、システムの仕様その他の理由により、「5 同意者情報共有(2) 同意者情報の取得方法」にあげる同意者情報の一部またはすべてを利用できない場合がある。

(4) 同意者情報共有先の除外設定

同意者が自身の同意者情報を閲覧・利用してほしくない施設がある場合は、「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」の提出によりその施設を共有除外施設として指定することができる。「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」が受理された場合、当該施設は申請届を提出した同意者の同意者情報を閲覧・利用することができなくなる。

なお、申請届を提出した同意者は、いつでも共有除外施設設定の変更を申請することができる。

同意書提出時点でさどひまわりネットに参加していない施設に対しても共有除外施設設定の申請を行うことができる。この場合、当該施設はさどひまわりネットに参加した後も申請届を提出した同意者の同意者情報を閲覧・利用することはできない。

施設のさどひまわりネットへの入・退会情報は外部向けインターネット上で公開され、誰でも参照できるが同意者への個別通知は行わない。

同様に、同意書提出時点でさどひまわりネットに参加していなかった施設や新規開業施設が、新たに参加した場合、当該施設は共有除外設定施設に設定されていないため、該当する同意者の同意者情報を閲覧・利用することができる。

共有除外施設設定の対象にできる施設は、別紙「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」の「共有除外設定 対象施設名」に記載されているものに限られる。それ以外の予測・推測に基づく施設名が申請届に記載されている場合は申請を無効とする。

さどひまわりネットへの参加は施設単位であるため、特定の職員・職種・診療科に対して共有除外設定を行うことはできない。

ただし、共有除外施設設定の対象として有効な施設名が記載された上で診療科、職種、利用者も指定されているときは、その施設を共有除外設定施設として取り扱う。この場合、当該施設全体で該当する同意者情報の閲覧・利用ができなくなる。

なお、協議会が、共有除外施設設定の申請内容および設定結果をいかなるさどひまわりネット参加施設にも連絡することはない。

このため、共有除外施設に設定された施設からみると、同意者が同意をしていないと理解されることがあり、当該施設からさどひまわりネットへの情報共有に対する同意を勧められることがある。

(5) 同意者情報のアップロード除外設定

同意者が、自身の同意者情報をさどひまわりネットにアップロードしてほしくない施設がある場合、「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」の提出によりその施設を情報アップロード除外施設として指定することができる。「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」が受理された場合、当該施設が保有する同意者情報はさど

ひまわりネットにアップロードされず、他の施設がさどひまわりネット上から該当する情報を閲覧・利用することはできない。

なお、申請届を提出した同意者はいつでも情報アップロード除外施設設定の変更を申請することができる。

同意書提出時点でさどひまわりネットに参加していない施設に対しても情報アップロード除外施設設定の申請を行うことができる。この場合、当該施設がさどひまわりネットに参加した後でも、施設が保有する該当同意者情報はアップロードされない。

同様に、同意書提出時点でさどひまわりネットに参加していなかった施設や新規開業施設が、新たにさどひまわりネットに参加した場合、当該施設は情報アップロード除外設定施設に設定されていないため、施設が保有する同意者情報はさどひまわりネットにアップロードされ、さどひまわりネット上で閲覧・利用される。

情報アップロード除外施設設定の対象にできる施設は、別紙「さどひまわりネット 共有除外施設および情報アップロード除外施設 設定申請届」の「情報アップロード除外設定対象施設名」に記載されているものに限られる。それ以外の予測・推測に基づく施設名が申請届に記載されている場合は申請を無効とする。

さどひまわりネットへの情報アップロード可否設定は施設単位であり、病名や処方、検査結果などの情報種別ごとに設定することはできない。

ただし、情報アップロード除外設定の対象として有効な施設名が記載された上で病名などの情報種別も指定されているときは、その施設を情報アップロード除外設定施設として取り扱う。この場合、当該施設が保有する該当同意者情報のすべてがアップロードされなくなる。

なお、協議会が、情報アップロード除外施設設定の申請内容および設定結果をいかなるさどひまわりネット参加施設にも連絡することはない。

さどひまわりネットからみると、情報アップロード除外施設に設定された施設では治療を受けていない、もしくは中断・治癒したと理解されることがある。

(6) 同意者情報の共有期限

同意者情報は、同意書が提出された時点から期限を定めず共有される。ただし、同意者は「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意撤回届」の提示によりいつでも共有の停止を申請できる。

また、同意者が死亡した場合でも、代理人からの「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意撤回届」の提示がない限り、当該同意者の同意者情報はさどひまわりネットに共有される。

(7) 同意者への情報開示

各施設から集められた同意者情報については、「7 同意者情報の取扱い(2)同意者情報の性質」に規定される「複製としての参考情報」であり、それ単独で診療行為は行われることはない。そのため、同意者および「4 同意取得」の「(2)同意書記載」に定める代理人は、自宅端末および在宅診療支援端末のいずれからも自身の情報であっても原則として参照できないものとする。

ただし、同意者本人または代理人は、別途定める「診療情報等開示請求書」の様式に従った書面により、協議会に対して自身の同意者情報の開示を請求することができる。この場合、協議会は開示請求者に対し、3 同意対象者(3)本人確認に定める本人確認書類を求めることがある。

なお、情報開示請求が以下の項目に該当する場合、協議会は請求に応じられない。

1. 同意者または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. その他法令に反することとなる場合

(8) 同意者に対して開示された情報の変更依頼

本項(7)同意者への情報開示」によって同意者へさどひまわりネットにある自身の情報の公開を行わ

れた際に、以下に定める情報について変更・誤りがあった場合は、口頭もしくは書面で協議会に申請すれば変更できる。

上記「(7)同意者への情報開示」により開示された情報のうち、以下に定める情報に変更・誤りがあった場合は、協議会へ口頭もしくは書面で変更を申請できる。

1. 氏名
2. 性別
3. 生年月日
4. 住所
5. 電話番号

診療に関する情報への変更申請については、医師等医療従事者から提供されたものであるため、協議会は申請内容を該当する医療従事者に問合せ、必要に応じて医療従事者の判断のもとに対応することとする。

ただし、電子カルテシステムや医事会計システム、X線システムなどの機器から取得した同意者情報についてはさどひまわりネットにおける情報取得の意義から修正対象としない。

6 同意の撤回

(1) 同意撤回方法

同意者がさどひまわりネットへの情報共有に対する同意を撤回したいときは、別紙「さどひまわりネット診療情報等の提供に関する同意撤回届」に同意者もしくは「4 同意取得」の「(2)同意書記載」に定める代理人が自筆で記載したものを、協議会もしくはさどひまわりネット参加施設に提出する。協議会が「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意撤回届」受理した時点で、当該同意者の同意者情報はさどひまわりネット上から閲覧・利用できなくなる。なお、「さどひまわりネット 診療情報等の提供に関する同意撤回届」の提出は理由・時期・期限などの制限はなく、いつでも提出できる。

同意者は、同意者情報の共有に同意しないことや同意を撤回したことによって、その後の診療・介護サービスにおいて不利益を被ることは一切ない。

7 同意者情報の取扱い

(1) 同意者情報の保存

同意者データは以下の場所に保存される。

1. さどひまわりネット接続クライアント(データ一時収集機器)
2. さどひまわりネットのサーバ(データの保存場所)
3. 在宅診療支援端末(データ入力機器)

(2) 同意者情報の性質

さどひまわりネットで取り扱う同意者情報は、診断の基となる「診療情報」ではなく、「複製としての参考情報」であり、協議会や施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しない。そのため、医療従事者がさどひまわりネットで取り扱う同意者情報のみで診療を行うことはない。

(3) 情報の加工

さどひまわりネットが取り扱う同意者情報は、同意者個人を特定できる情報を除外もしくは特定できないよう加工された上で、当該情報を利用できる範囲内で、さどひまわりネット参加施設以外の施設、医療従事者、介護従事者等に提示する資料として用いられることがある。学会や症例検討会、島内の疾病状況調査等が想定される。

(4) 同意者情報を提供する施設、協議会等の免責

さどひまわりネットに同意者情報を提供する施設、協議会、保守運用業者、その他関連団体は、本システムが提供する情報の利用者に対し、当該情報に起因して発生する利用者の損害(利用者の患者の損害を含む、以下同様)について、一切の責任を負わない。ただし、同意者情報を提供した施設が、故意または重大な過失により誤った情報を提供した場合の当該施設の責任についてはこの限りではない。

8 同意者情報の利用および第三者提供

(1) 第三者の定義

本規約における第三者とは以下に定める者以外と定義する。

1. 同意者
2. 「4 同意取得」の「(2)同意書記載」に定める同意者の代理人
3. さどひまわりネット参加施設
4. さどひまわりネット利用者
5. システムの運用・保守サービス事業者

(2) 同意者情報の提供・委託

さどひまわりネットの運営上、協議会が必要と判断して運用・保守サービス提供事業者に同意者情報の取扱いを委託する場合、協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行う。

(3) 第三者への情報開示

さどひまわりネットで取り扱う同意者情報の第三者への開示は原則として行わない。ただし、以下に定める事由のいずれかに該当する場合、例外的に第三者へ開示できることとする。

1. 同意者の同意がある場合
2. 同意者または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益の保護のために必要がある場合であって、同意者の同意を得ることが困難な場合
3. 法令に基づく場合
4. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、同意者の同意を得ることが困難な場合
5. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

9 同意書等受領資料の取扱い

(1) 同意書等受領資料の保存

同意書等同意者からの受領資料は、協議会がセキュリティ的に安全な場所に設置した施設された保管庫で厳重に管理する。

(2) 同意書等受領資料の返還

同意書等受領資料は、「さどひまわりネット 診療情報などの提供に関する同意撤回届」が提出された場合でも返還しない。

10 同意者情報に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人 佐渡地域医療連携推進協議会
〒952-1209 新潟県佐渡市千種161
TEL: 0259-63-6376